

公 告

災害発生時等において、円滑かつ迅速な災害対策及び災害復旧の支援作業を実施することを目的として、北海道開発局旭川開発建設部が保有する、災害対策用機械の運用に係る民間協力に関する協定を締結するため、その対象となる法人等を下記のとおり募集するので公告する。

令和 5 年 1 月 1 1 日

北海道開発局
旭川開発建設部長
武井 一郎

記

1 協定の名称及び内容

別紙－1

2 応募資格及び条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の資格を有する者であること。
- (3) 募集要件（別紙－2）に示す応募条件を実施できるとともに、技術条件に示す内容を満足する者であること。

3 応募時の提出書類

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供」で北海道地域の競争参加資格を有するものである
ことを証明する書類 | 資格審査決定通知書
(写し) |
| (2) 会社概要（営業所等所在地、資本金、事業内容、社員数及び派遣
可能要員数、災害復旧等の支援作業受託実績） | 様式任意 |
| (3) 出勤要請時社内連絡体制 | 様式任意 |
| (4) 応募内容及び項目一覧 | 様式－1～2 |
| (5) 様式－1～2に記入した有資格者が保有する免許証等の写し | 様式任意 |

4 公告期間

令和 5 年 1 月 1 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日

5 協定締結対象者の決定及び通知方法

応募のあった者について、上記2に記載の応募資格及び条件並びに3に記載の提出書類に基づいて審査を行う。
なお、応募した者は当局からの審査に関する質疑に答える義務を有するものとする。
審査結果は文書をもって通知する。

6 本協定締結年月日

令和5年4月1日以降、随時締結を行う。

7 その他

本件についての問い合わせは、下記のとおり受け付ける。

問い合わせ先：北海道開発局 旭川開発建設部

防災課 担当：坂瀬 TEL 0166-32-4092

「北海道開発局旭川開発建設部 災害対策用機械の出動等に関する基本協定」

(目 的)

第 1 条

本協定は、旭川開発建設部が保有する、災害対策用機械（以下「機械」という。）の迅速かつ効率的な運用を図り、もって災害復旧事業及び各種災害対策事業の円滑な執行体制の確立に資することを目的とする。

(出動の要請)

第 2 条

北海道開発局旭川開発建設部長（以下「管理者」という。）は、災害等の発生時又は発生する恐れがある場合において、株式会社〇〇〇〇（以下「協力者」という。）に対し、管理者が指示する機械の出動について協力を要請することができるものとする。

2 協力者は、管理者から出動要請があった場合、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(技術力の保持・向上の措置)

第 3 条

管理者は、協力者に機械の運転操作及び機能保持のため、必要な技術を供与し、また、技術力の保持及び向上のための十分な機会を平時より措置することとする。

2 協力者は、管理者が計画する機械の運転操作訓練に参加するものとする。

なお、訓練に要する費用は、管理者が負担するものとする。

(業務の内容)

第 4 条

管理者が協力者に要請する業務は、北海道開発局管内における機械の運搬、設置、撤去及び当該機械を用いた災害復旧作業並びに第三者への技術指導とする。

また、北海道開発局管外において支援を必要とする場合については、管理者と協力者が協議して実施するものとする。

(業務内容の指示)

第 5 条

管理者の指示する業務は、事由発生の都度、協力者と随意契約することとし、その内容は契約書及び当該業務の仕様書をもって明示することとする。

ただし、緊急の場合には、口頭による指示もあり得るものとする。

2 被災地における直接の業務指示は、被災部局等の担当職員又は管理者が派遣する技術指導員が行うものとし、協力者は、その指示に従うものとする。

(相互協力)

第 6 条

協力者は、同一に協定を締結したものと相互に協力し、指示された業務内容を円滑に遂行するものとする。

(業務の期間)

第 7 条

協力者が業務を実施する期間は、管理者の指示した日時から業務を終えた後、所定の配置場所に帰着し管理者の点検を完了した日時までとする。

(業務の履行報告)

第8条

協力者は、第4条の業務が完了したときは、速やかにその実施内容を書面で管理者に報告するものとする。

(費用の支払)

第9条

管理者は、第4条の規定に基づく業務の履行を確認後、相当額の支払いをするものとする。
ただし、一連の業務の中で、他の開発建設部の指揮下もしくは地方公共団体等への貸付下の費用は、業務を命じた各機関の負担とすることがある。

(損害の処置)

第10条 協力者は、業務の実施に伴い、機械に損害が生じたとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により管理者に報告するものとし、その処置については、管理者と協力者が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日を含む国の会計年度の末日までとする。ただし、期限の1か月前までに、管理者、協力者いずれからも申出のないときには、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第12条 管理者は、協力者に対して本協定を締結することが著しく不適当と認められる場合又は協力者が管理者に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、管理者と協力者が協議して、協定締結を解除することができる。

(協定外の事項)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、管理者と協力者が協議して定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定の証として、本書2通を作成し、管理者と協力者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

管理者 北海道開発局旭川開発建設部長

協力者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

募 集 要 件

募集は、「別紙－３ 区分別運転操作対象機械」（以下、別紙－３）に示す「（１）作業系災害対策用機械」、
「（２）通信系災害対策用機械」の２区分で行う。

１ 応募条件

北海道開発局旭川開発建設部が要請したときに、災害対策用機械等の運転操作及び機械設置作業に必要な資格を有する作業員を、対象機械を格納する下記配置場所へ速やかに集合させ、災害現場までの機械輸送、設置及び撤去作業を含む応急復旧作業を実施できること。

また、平常時に旭川開発建設部が実施する災害対策用機械等操作訓練に作業員を参加させられること。

配置場所

- ・旭川開発建設部 防災関連機械基地
住所：旭川市永山１条２１丁目
- ・旭川開発建設部岩 名寄河川事務所
住所：名寄市西６条南９丁目

２ 技術条件

それぞれの区分ごとに以下に示す条件を満たすこと。

応募に当たっては様式－１、２に、災害対策用機械等の運転操作及び現地設置作業を行う者の氏名（自社社員以外の場合は括弧書きで所属会社名）、保有免許等を記入すること。

資格保有者の登録については、出動要請時に確実に派遣できる契約を行っている場合は自社以外（以下、協力会社という）の者を認める。ただし、協力会社の者がすでに、所属する会社からの登録、あるいは他社の協力会社として登録されている場合は登録を認めない。

なお、最低でも１名は自社に所属する者を登録するものとする。

※上位及び複数の運転免許・資格について

各募集区分で示す免許・資格は上位免許（普通自動車免許に対する大型自動車免許等）、上位資格（小型移動式クレーン運転技能講習に対する移動式クレーン運転士資格等）であっても良く、また、一人の登録者が複数の免許・資格を有する場合は、それぞれの免許（下位の免許を含む）・資格ごとに有資格者として人数に数える。

※緊急自動車運転資格について

緊急自動車の運転手として緊急走行を行うには、四輪自動車の場合は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許もしくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間が通算して３年以上（普通自動車の緊急自動車は２年以上）必要である。経歴がこれに満たない場合は公安委員会が行う審査を受け合格した者に限られる。

【道路交通法第八十五条第５項～第８項、道路交通法施行令第三十二条の二～第三十二条の四】

（１） 作業系災害対策用機械 区分

下記の車輛等の運転技術を有する資格者が自社または協力会社に在籍していること。

①大型自動車	１名以上
②中型自動車	１名以上
③大型特殊自動車	１名以上
④小型移動式クレーン運転（１ｔ以上５ｔ未満）	２名以上
⑤玉掛け（１ｔ以上）	２名以上

なお、運転操作機械は別紙－３の（１）のとおりとし、本区分での応募は様式－１を使用する。

（２） 情報系災害対策用機械 区分

下記の車輛等の運転技術及び陸上無線装置等の操作に係る資格者が自社または協力会社に在籍していること。

①準中型自動車	１名以上
②普通自動車	１名以上
③第３級陸上特殊無線技士	１名以上

なお、運転操作機械は別紙－３の（２）のとおりとし、本区分での応募は様式－２を使用する。

区 分 別 運 転 操 作 対 象 機 械

(１) 作業系災害対策用機械

１) 災害対策用機械

(防災関連機械基地 配置)

扱 い 機 械		扱 い 区 分		運転免許の種別	備 考
		車輛運転	操 作		
1	排水ポンプ車(R03-4101)	○	○	大 型	クレーン装置付、緊急自動車
2	排水ポンプ車(R02-4161)	○	○	〃	クレーン装置付、緊急自動車
3	排水ポンプ車(22-4111)	○	○	〃	緊急自動車
4	排水ポンプ車(19-4111)	○	○	〃	クレーン装置付、緊急自動車
5	照明車(R02-4121)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車（５t限定不可）、緊急自動車
6	照明車(20-4121)	○	○	〃	〃
7	多目的支援車<履帯式>(R02-4121)	○	○	大型特殊	緊急自動車
8	対策本部車(07-1154)	○	○	中型以上	特定準中型自動車（８t限定不可）、緊急自動車
9	待機支援車(30-4102)	○	○	普通以上	緊急自動車
10	土のう造成機(13-4108)	—	○	—	
11	排水ポンプ設置支援ユニット(29-4106)	—	○	—	

(名寄河川事務所 配置)

扱 い 機 械		扱 い 区 分		運転免許の種別	備 考
		車輛運転	操 作		
1	排水ポンプ車(R02-4101)	○	○	中型以上	クレーン装置付、緊急自動車
2	排水ポンプ車(28-4111)	○	○	〃	クレーン装置付、緊急自動車
3	照明車(18-4122)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車（５t限定不可）、緊急自動車

２) 関連機械・装置

(防災関連機械基地配置)

扱 い 機 械		扱 い 区 分		運転資格の種別	備 考
		車輛運転	操 作		
1	フォークリフト	○	○	フォークリフト 運転技能講習	最大荷重１t以上、公道走行無し
2	天井クレーン	—	○	クレーン運転 特別教育	つり上げ荷重５t未満
3	排水ポンプ車車載クレーン装置 (名寄河川事務所含む)	—	○	小型移動式クレーン 運転技能講習	つり上げ荷重５t未満
				玉掛け技能講習	つり上げ荷重１t以上

※ 取り扱い機械及び装置について、変更することがあります。

(２) 通信系災害対策用機械

１) 災害対策用機械

(防災関連機械基地 配置)

扱 い 機 械		扱 い 区 分		運転免許の種別	備 考
		車輛運転	操 作		
1	衛星通信車(25-4134)	○	○	準中型以上	特定準中型自動車（５t限定不可）、緊急自動車
2	待機支援車(30-4102)	○	○	普通以上	緊急自動車

２) 関連機械・装置

(旭川開発建設部 配置)

扱 い 機 械		扱 い 区 分		無線免許の種別	備 考
		車輛運転	操 作		
1	衛星小型画像電送装置 (Ku-SAT II)	—	○	—	１台
2	５GHz帯無線アクセスシステム (i-RAS)	—	○	第３級陸上 特殊無線技士	１組
3	公共ブロードバンド移動通信システム (公共BB)	—	○	〃	１組

※ 取り扱い機械及び装置について、変更することがあります。

[illegible]

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。

通信系災害対策用機械 応募内容及び該当項目一覧

・当社は、予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条に該当する者ではありません。

会 社 名 印

氏 名 (所 属 会 社 名)	生 年 月 日	保 有 免 許 等											
		車 輦 関 係 (現 行 区 分 に よ る)						無 線 関 係 (上 位 資 格 の 場 合 は ◎)					
		大 型 免 許	中 型 免 許 限 定 免 許 は そ の 旨 を 追 記	準 中 型 免 許 限 定 免 許 は そ の 旨 を 追 記	普 通 免 許	大 型 特 殊 免 許	緊 急 自 動 車 運 転 資 格	第 3 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士					
		－	－	必要人数 1人	必要人数 1人	－	－	必要人数 1人					
[記入例] 開発 太郎	S47. 9. 26		○ 8 t 限定			○	○	◎					

※必要人数の括弧内は内数であり、『必要人数2人(限定1)』とある場合は、免許保有者2人のうち1人は限定免許でも良い、という意味を表している。